

「カートリッジ・クイック発注サービス利用約款（コレモール）」新旧対照表（訂正版）

改訂前	改訂後（2023年12月14日付）
<p>序文</p> <p>「カートリッジ・クイック発注サービス利用約款」（以下「本約款」といいます）は、お客様がキヤノンマーケティングジャパン株式会社（以下「当社」という）より「カートリッジ・クイック発注サービス」（以下、「本サービス」と表記され、本約款第1条において定義されます）の提供を受けるに際し、共通に適用されるものとします。</p> <p>なお、本約款に特段の定めのない事項については、ネットアイ利用規約の定めが適用されるものとします。</p>	<p>序文</p> <p>「カートリッジ・クイック発注サービス利用約款」（以下「本約款」といいます）は、お客様（以下甲といいます）がキヤノンマーケティングジャパン株式会社及びキヤノンマーケティングジャパングループ（相称して以下「乙」といいます）より本サービス（本約款第1条において定義されます）の提供を受けるに際し、共通に適用されるものとします。</p> <p>なお、本約款に特段の定めのない事項については、ネットアイ利用規約の定めが適用されるものとします。</p>
<p>第1条（定義）</p> <p>② 「機械」とは、本サービスの対象となる、お客様が所有あるいは使用するキヤノン製レーザービームプリンターもしくはキヤノン製大判プリンター等をいいます。</p> <p>④ 「NETEYE」とは、当社の提供する、インターネット回線を利用して印刷機器の稼働状況等を把握するオンラインサポートサービスをいう。</p> <p>⑤ 「NETEYE 機器」とは、機械に内蔵され、またはNETEYE を提供するために当社がお客様に貸与する情報送信装置、その他の付属機器の総称をいう。</p> <p>⑥ 「担当者」とは、本サービスに関するお客様の管理者をいいます。</p> <p>⑦ 「コレモール」とは、当社が提供する法人向けの購買用のECサイトをいいます。</p>	<p>第1条（定義）</p> <p>② 「機械」とは、本サービスの対象となる、甲が所有あるいは使用するキヤノン製レーザービームプリンター、キヤノン製スモールオフィス向け複合機もしくはキヤノン製大判プリンター等をいいます。</p> <p>④ 「NETEYE」（以下、「ネットアイ」と表記）とは、乙の提供する、インターネット回線を利用して印刷機器の稼働状況等を把握するオンラインサポートサービスをいいます。</p> <p>⑤ 「NETEYE 機器」（以下、「ネットアイ機器」と表記）とは、機械に内蔵され、またはネットアイを提供するために乙が甲に貸与する情報送信装置、その他の付属機器の総称をいいます。</p> <p>⑥ 「担当者」とは、本サービスに関する甲の管理者をいいます。</p> <p>⑦ 「コレモール」とは、乙が提供する法人向けの購買用のECサイトをいいます。</p>
<p>第2条（本サービス）</p> <p>本サービスは、NETEYE により、機械内の消耗品の残量不足を検知した場合、お客様の担当者と、お客様を担当する当社または当社販売店の営業担当者宛に、その旨とコレモールのURLをメールで通知するサービスです。</p> <p>2）お客様の担当者は、前項のメールに記載されたURLからコレモールにアクセスし、消耗品を発注することができます。この消耗品の売買取引については、コレモール所定の利用規約の定めが適用されるものとします。</p>	<p>第2条（本サービス）</p> <p>本サービスは、ネットアイにより、機械内の消耗品の残量不足を検知した場合、甲の担当者と、甲を担当する乙または乙の販売店の営業担当者宛に、その旨とコレモールのURLをメールで通知するサービスです。</p> <p>2）甲の担当者は、前項のメールに記載されたURLからコレモールにアクセスし、消耗品を発注することができます。この消耗品の売買取引については、コレモール所定の利用規約の定めが適用されるものとします。</p>
<p>第3条（本サービスの提供）</p> <p>お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記載のうえ、当社に提出することにより、当社に本サービスの利用を申し込むものとします。当社は、当該申込書を受領した後、お客様が必要な条件を満たしているかどうか（次条の条件を満たしているかどうかを含むが、これに限らない）を速やかに確認するものとし、必要な条件を満たしていると判断した場合には、お客様に対して本サービスの提供を開始します。</p>	<p>第3条（本サービスの提供）</p> <p>甲は、乙所定の申込書に必要事項を記載のうえ、乙に提出することにより、乙に本サービスの利用を申し込むものとします。乙は、当該申込書を受領した後、甲が必要な条件を満たしているかどうか（次条の条件を満たしているかどうかを含むが、これに限らない）を速やかに確認するものとし、必要な条件を満たしていると判断した場合には、甲に対して本サービスの提供を開始します。</p>
<p>第4条（条件）</p> <p>お客様が本サービスの提供を受けるにあたっては、お客様によりコレモールの登録がされていることを条件とします</p> <p>2）お客様は、NETEYE と連携することにより機械の稼働状況等を把握することに合意するものとします。なお、お客様は当社指定以外の消耗品を使用した場合、稼働状況等が</p>	<p>第4条（条件）</p> <p>甲が本サービスの提供を受けるにあたっては、甲によりコレモールの登録がされていることを条件とします。</p> <p>2）甲は、ネットアイと連携することにより機械の稼働状況等を把握することに合意するものとします。なお、甲は乙指定以外の消耗品を使用した場合、稼働状況等が正確に把握できず、その結果として、本サービスが適切に提供できない場合があることを予め了解するものとし</p>

<p>正確に把握できず、その結果として、本サービスが適切に提供できない場合があることを予め了解するものとします。</p> <p>3) お客様は、当社が機械の稼働状況等を把握したうえで、お客様に対して各種提案および営業活動をおこなうことがあることを予め了解するものとします。</p> <p>4) お客様は、本サービスの提供期間中、当社所定の方法により、機械について NETEYE の提供を受けるために必要な設定を行い、その他当社の指示に従い、NETEYE の提供を受けるために必要なインターネット環境等を維持するものとします。</p> <p>5) お客様は、NETEYE 機器を接続するために必要なネットワーク設定情報を当社に提供するものとします。</p>	<p>ます。</p> <p>3) 甲は、乙が機械の稼働状況等を把握したうえで、甲に対して各種提案および営業活動をおこなうことがあることを予め了解するものとします。</p> <p>4) 甲は、本サービスの提供期間中、乙所定の方法により、機械についてネットアイの提供を受けるために必要な設定を行い、その他乙の指示に従い、ネットアイの提供を受けるために必要なインターネット環境等を維持するものとします。</p> <p>5) 甲は、ネットアイ機器を接続するために必要なネットワーク設定情報を乙に提供するものとします。</p>
<p>第6条 (NETEYE 機器の取扱い)</p> <p>1. NETEYE 機器は、お客様の使用しているインターネット等を利用して、お客様の事業所内に設置された対象機械を当社の事業所と接続するものとします。</p> <p>2. NETEYE 機器の稼働に関連する電気代、通信費その他の費用はお客様の負担とします。</p> <p>3. NETEYE 機器設置後に障害が発生した場合、お客様は、自身で復旧作業および再設定作業をおこなうものとします。なお、当社または当社の指定するサービス実施店（以下「サービス実施店」という）は、お客様の要請に基づきかかる作業等を行ったとき、所定の料金をお客様に請求する場合がありますものとします。</p> <p>4. NETEYE 機器が故障した場合、当社は、これをお客様の費用負担にて修理または交換するものとします。但し、かかる故障が当社の責に帰すべき事由による場合は、この限りではないものとします。</p> <p>5. お客様は、NETEYE 機器を、当社による NETEYE の実施以外の目的に使用しないものとします。</p>	<p>削除</p> <p>（ネットアイ利用規約にて記載事項であり、重複する為）</p>
<p>第7条 (NETEYE 機器のセキュリティ)</p> <p>1. NETEYE 機器のセキュリティは、次のとおりとします。</p> <p>(1)NETEYE 機器は、お客様と契約した対象機械とのみ通信が行われ、対象機械情報が収集されます。お客様の所有する情報（コピーや FAX、プリントのデータ等）は一切取得されません。また、対象機械以外の機器およびネットワーク上のデバイスとは一切通信が行われません。</p> <p>(2)対象機械と NETEYE 機器との通信は当社独自の通信手順で行われ、他のシステムからの情報の解読や通信はできません。</p> <p>(3)NETEYE 機器に収集された情報は、インターネット等を介して当社の NETEYE センターに送られます。内容は対象機械の情報に限られており、他の情報はありません。</p> <p>(4)NETEYE 機器の通信方式は HTTPS 手順であり、前者は公開鍵方式の暗号化された添付文書により情報を NETEYE センターサーバーのみに送ります。POP モードは使用しないため外部から情報を受け取ることはありません。また、後者は送信時の通信経路は暗号化されます。</p> <p>(5)内蔵ボード機器の通信方式は HTTPS 手順であり、送信時の情報は暗号化されます。</p> <p>(6)当社またはサービス実施店は、NETEYE 機器を使用したうえで、インターネット回線を介して当社指定のサーバーを</p>	<p>削除</p> <p>（ネットアイ利用規約にて記載事項であり、重複する為）</p>

<p>HTTPS 手順にて閲覧参照する方式にて、NETEYE サービスを提供するうえで必要となる情報を取得します。</p>	
<p>第 8 条（個人情報の利用） 当社は、お客様が当社に登録した担当者に関する個人情報を、「個人情報の取り扱いについて」に記載のとおり、取扱うものとします。但し、本サービスに関してお客様が登録した個人情報の開示・訂正・削除を希望する場合のお問い合わせ先は、下記に定めるとおりとします。</p> <p><お問い合わせ先></p> <p>◆対象機械がレーザービームプリンターの場合 キヤノンマーケティングジャパン株式会社 お客様相談センター（SateraLBP） TEL:050-555-90061</p> <p>◆対象機械が大判プリンターの場合 キヤノンマーケティングジャパン株式会社 お客様相談センター（imagePROGRAF） TEL:050-555-90063</p>	<p>第 6 条（個人情報の利用） 乙は、甲から受領した個人情報を、「個人情報の取り扱いについて」（https://oss.canon.jp/cmj_shop/usersguide/pages/guide_privacy.html）に記載のとおり、取扱うものとします。</p>
<p>第 9 条（免責） 本サービスの提供が遅延し、または不能となった場合であっても、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、お客様に対して一切その責を負わないものとします。</p>	<p>第 7 条（免責） 本サービスの提供が遅延し、または不能となった場合であっても、乙は、乙の故意又は重大な過失による場合を除き、甲に対して一切その責を負わないものとします。</p> <p>2）乙は、甲が使用するインターネット回線に起因して、又は甲が当該インターネット回線を変更したことに起因して甲又は第三者に生じた損害もしくは不利益等について、一切責任を負わないものとします。</p> <p>3）前各項に定めるほか、何らかの事由により本サービスの提供が不能となった場合であっても、乙は、乙に故意または重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。</p>
<p>第 10 条（期間） 本サービスの提供期間は、第 3 条に基づき当社が本サービスの提供を開始した日からお客様がコレモールを退会する日もしくは機械を廃棄する日のいずれか早く到来する日までとします。</p> <p>2）前項の定めにかかわらず、当社は、2ヶ月以上前までにお客様に通知することにより、本サービスの提供を終了させることができるものとします。</p>	<p>第 8 条（期間） 本サービスの提供期間は、第 3 条に基づき乙が本サービスの提供を開始した日から甲がコレモールを退会する日もしくは機械を廃棄する日のいずれか早く到来する日までとします。</p> <p>2）前項の定めにかかわらず、乙は、2ヶ月以上前までに甲に通知することにより、本サービスの提供を終了させることができるものとします。</p>
<p>第 11 条（反社会的勢力排除） 1. お客様および当社は、自己（役員を含む）が反社会的勢力（暴力団を含むがこれに限らず、また団体、個人を問わない）の関係者に該当しないことをここに表明するものとし、また、当該関係者と取引し、または交際しないことを約するものとします。</p> <p>2. お客様および当社は、相手方が前項に違反し、またはそのおそれがある場合には、何らの催告なく、直ちに本サービスのお客様への提供を終了することができるものとします。</p>	<p>第 9 条（反社会的勢力排除） 1. 甲および乙は、自己（役員を含む）が反社会的勢力（暴力団を含むがこれに限らず、また団体、個人を問わない）の関係者に該当しないことをここに表明するものとし、また、当該関係者と取引し、または交際しないことを約するものとします。</p> <p>2. 甲および乙は、相手方が前項に違反し、またはそのおそれがある場合には、何らの催告なく、直ちに本サービスの甲への提供を終了することができるものとします。</p>
<p>第 12 条（協議） 本約款各条項の解釈につき疑義を生じた事項については、お客様および当社は、誠意をもって協議し、取り決めるものとします。</p>	<p>第 10 条（協議） 本約款各条項の解釈につき疑義を生じた事項については、甲および乙は、誠意をもって協議し、取り決めるものとします。</p>

第 1 3 条 （本サービスおよび本約款の変更）

当社は、効力発生日を定めたくて、事前にお客様に対して変更後の本サービスの内容および本約款の条件を通知することにより、本サービスの内容および本約款の条件を変更することができるものとします。また、当社は、お客様にとって不利益となるおそれのある変更（本サービスの利用料の有償化を含む）の場合、原則として効力発生日の 6 0 日前までにお客様に通知するものとします。お客様が、変更後の本サービスの内容および本約款の条件に同意できない場合には、前記の予告期間中に当社に通知することにより、本サービスの提供を受けることを取りやめることができるものとします。

第 1 1 条 （本サービスおよび本約款の変更）

乙は、効力発生日を定めたくて、原則として当該効力発生日の 3 0 日以上前に、甲に対して変更後の本サービスの内容および本約款を、Web サイト（<https://cweb.canon.jp/neteye/agreement/>）にて通知することにより、本サービスの内容および本約款を変更することができるものとします。甲が変更後の本サービスの内容および本約款に同意できない場合には、前記の予告期間中に当社に通知することにより、本サービスの提供を受けることを取りやめることができるものとします。

以上